

鶴岡市営羽黒山スキー場 指定管理者募集要項

令和 8 年 9 月

鶴岡市羽黒庁舎産業建設課

鶴岡市営羽黒山スキー場指定管理者募集要項

この要項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、鶴岡市営羽黒山スキー場設置及び管理条例（平成 17 年鶴岡市条例第 215 号）第 3 条に規定する鶴岡市営羽黒山スキー場の管理を行う指定管理者を募集するものです。

1. 施設の名称

鶴岡市営羽黒山スキー場

2. 施設の概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 所在地 | 鶴岡市羽黒町手向字羽黒山地内及び庄内町科沢字西山地内 |
| (2) グレンデ面積 | 6 h a |
| (3) 滑走距離 | 最大 6 5 0 m |
| (4) グレンデ斜度 | 最大 3 0 度、平均 1 8 度、高低差 1 4 1 m |
| (5) コース | 3 コース （上級、中級、初級） |
| (6) 付帯設備等 | ペアリフト 延長 6 2 6 m
羽黒山スキー場ロッジ 延べ床面積 2 4 8 . 2 0 m ²
地上 1 階：木造 1 2 5 . 3 5 m ²
地下 1 階：鉄筋コンクリート造 1 2 2 . 8 5 m ²
羽黒山スキー場公衆トイレ 床面積 3 5 . 1 2 m ² |
| (7) 平面図、配置図等 | 別添参照 |
| (8) 営業期間 | 1 2 月から翌年 3 月（但し、施設管理は 4 月～翌年 3 月） |
| (9) 特記事項 | 休暇村庄内羽黒スキー場と隣接し、一体的に営業している |

3. 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日 （1 年間）

4. 応募資格

- (1) 鶴岡市内に本社又は支店を置く法人。
- (2) 法人が次の事項に該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するもの。
 - ② 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするもの。
 - ③ 国税及び地方税等の滞納者。
 - ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っているもの。
 - ⑤ 指定管理者に応募した法人役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者、又は暴力団員等をその業務に従事させ、もしくはその業務の補助者として使用する恐れがある者に該当するもの。

- (3) 鉄道事業法第 18 条の 3 第 2 項第 4 号及び第 5 号で規定する安全統括管理者と
索道技術管理者を置くこと。

5. 募集方法

(1) 募集要項の配布時期

- ① 配布時期 令和 8 年 9 月 2 8 日（月）～令和 8 年 1 0 月 9 日（金）
午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分（土日祝日を除く）

- ② 配布場所 鶴岡市羽黒庁舎産業建設課

(2) 説明会の開催

- ① 開催日時 令和 8 年 9 月 3 0 日（水） 午前 1 0 時

- ② 開催場所 鶴岡市羽黒庁舎会議室第 3

(3) 質疑応答等

- ① 受付日時 令和 8 年 1 0 月 2 日（金） 午後 5 時まで

- ② 提出方法 質疑等の内容を記載し、文書にて提出（FAX 可）のこと

- ③ 回答方法 発信者に対し、文書で回答します。

(4) 応募方法

- ① 受付日時 令和 8 年 9 月 2 8 日（月）～令和 8 年 1 0 月 9 日（金）
午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分（土日祝日を除く）

- ② 受付方法 鶴岡市羽黒庁舎産業建設課に持参又は郵送
（郵送の場合には、1 0 月 9 日必着とします）

(5) ヒアリングの実施

申請内容について必要に応じてヒアリングを実施します。

6. 申請書類等

別添のとおり

7. 選考方法等

指定管理者の選定は、書類審査、鶴岡市指定管理者選定委員会の審査を経て候補者を
選定します。

- (1) 申請内容については、令和 8 年 1 0 月に開催予定の鶴岡市選定委員会で審査し
候補者を決定します。選定された候補者には、内定通知を送付します。

- (2) 候補者は、令和 8 年 1 2 月に開催される鶴岡市議会の議決を経て指定管理者とし
て指定されます。

- (3) 候補者の指定の有無については文書で通知します。

8. 選考基準等

- (1) 事業計画書の内容が、市民の利用を促進するものであること。
(2) 事業計画書の内容が、施設の効率的運営と管理経費の縮減が図られること。
(3) 管理運営を安定して行うための人的物的能力を有していること。
(4) 選定における評価基準（別紙 3 参照）を充たしていること。

9. 管理運営基準等

別紙1 鶴岡市営羽黒山スキー場管理運営基準のとおり

10. 市への報告について

年度ごとに、地方自治法第244条の2第7項の規定による事業報告書を提出すること

11. 注意事項等

- (1) 必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- (2) 提出された書類は、返却いたしません。
- (3) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- (4) 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

12. 書類提出先及び問い合わせ先

997 - 0192 鶴岡市羽黒町荒川字前田元89

鶴岡市羽黒庁舎 産業建設課

担当 牧 寛之

電話番号 0235-26-8776

FAX 0235-26-9109